○知事の所信

本日、二月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、 御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、食の安全・安心の確保に向けた取り組みについてであります。

去る一月二十一日、本県が全国に誇るブランド、鳴門わかめの加工業者におきまして、原料、原産地の不適正表示が発覚いたしたところであります。

県といたしましては、消費者の皆様の安心と信頼確保を最優先に考え、一月末までに、県内のわかめ加工業者六十一社に対し立入検査を実施するとともに、迅速な情報公開を念頭に、国のマニュアルを一歩踏み出す形で、検査結果及び指導状況について公表を行ったところであります。

また、今回の事案を教訓として、JAS法に基づく措置命令についての県への権限移譲など、不適正表示の早期是正や発生防止に向けての制度改正を、農林水産大臣に直接、要望してまいりました。

一方、生産者、加工業者などに対し、無利子、無保証料の緊急対策特別資金などの創設、新たな販路開拓のための緊急商談会の開催、従業員の方々の雇用問題に対応する相談窓口の開設など、関係機関と連携をし、各般にわたる支援策を速やかに講じることといたしております。

さらに、県の呼びかけにより、生産者や製造加工業者、商工団体、さらには消費者団体や学識経験者などによる「鳴門わかめ」安心適正表示確立緊急対策協議会を設立いたし、早期の信頼回復と風評被害の拡大防止に向けた具体的な取り組みについて、検討を進めているところであります。

現在、生産者、製造加工業者の方々において、それぞれの業界における取り組み、 安心宣言に向けた組織づくりなどについて検討が進められており、県といたしましても、こうした主体的な取り組みを積極的に支援をいたし、鳴門わかめに対する一 日も早い信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと思います。

次に、中国産冷凍ギョウザ問題についてであります。

中国から輸入された冷凍ギョウザを食べた方々の中で、殺虫剤の成分である有機 燐系農薬 (メタミドホス) を原因とする重大な健康被害が、全国各地で発生いたし たところであります。

県におきましては、事態を把握した段階において速やかに、県民への情報提供や、該当する中国産冷凍ギョウザなどの喫食自粛を呼びかけ、さらには商品を取り扱う量販店への立入調査と、自主回収の徹底指導に努めてまいりました。

一連の調査の中で、とくしま生協が回収をしたギョウザの包装外側から、殺虫剤 成分であるジクロルボスがごく微量検出されました。

このため、再度の立入調査を行い、厚生労働省や国立医薬品食品衛生研究所に対し照会の結果、本県において検出されたジクロルボスの検出量は人体に対し安全な数値であること、製造工程や袋詰め工程での混入が疑われる他県の事例とは異なることとの見解をいただいたところであります。

また、とくしま生協からの聞き取り調査の結果、付着原因については、殺虫プレ

ートに起因するものと、ほぼ特定できたことから、中国産冷凍ギョウザとの関連に おいては一定の終息を得たものと考えております。

今回の、県内外における食の信頼を大きく揺るがす事案の発生を教訓とし、県民の皆様の健康保護と、消費者に信頼をされる食の安全・安心の確保に向け、細心の注意を傾注してまいりたいと考えております。

続きまして、ただいま提案いたしました提出議案の御説明とあわせ、県政に取り組む私の所信を申し上げ、議員各位を初め、県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本年四月五日、県民、長年の悲願であった神戸淡路鳴門自動車道の全線開通から、はや十周年を迎えることとなりました。

幾多の先人が構想をし、大きな夢と期待を担った昭和五十一年の大鳴門橋着工から、実に二十二年の歳月を要し実現を見た本州と四国の陸路直結は、本県における新たな時代の幕あけを告げるものであります。

以来十年、本県と京阪神地域には、一日百三十往復を上回る高速バスが行き交い、 往年の汽船、フェリー時代とは距離感、時間感覚が一変するなど、本四直結は、本 県経済、さらには日常の暮らしにも大きな変化をもたらしました。

本四架橋により、本県は、近畿に対する四国の玄関口、四国からは近畿への玄関口となりましたが、一方で、県民の皆様からは、架橋効果について実感がないといった御意見もお伺いをいたしております。

十年の節目を迎え、この地理的優位性を名実ともに生かし、発展させ、不動のものとしていくことが、県民の皆様から切望されているものと受けとめているところであります。

中でも、物流業界を初め県内経済界からは、本州の高速道路の陸上部分に比べ、九倍以上割高な橋の利用料金の引き下げを求める多くの声をいただいているところであります。

そこで、徳島発の提言として、みずからの経費負担を前提に、関係自治体とも連携をする料金割引の社会実験を強く要望してまいりました。

その結果、昨年八月には、深夜、ETCを利用して走行する大型車、特大車を対象に、料金を三割引きとする社会実験を実現したところであり、今後、恒久的な料金引き下げに向け全力で取り組んでまいります。

また、架橋効果を県内隅々にまでもたらすため、本四道路に直結をする高速道路網の早期整備に努めてまいりますとともに、全通十周年を記念し、あわ文化やスポーツを通じた徳島ならではの取り組みを全国に発信をいたし、県内外の皆様に、架橋による地理的優位性を実感いただけるよう工夫を凝らしてまいる所存であります。

次に、原油価格高騰への対策についてであります。

長引く原油高騰は、県内中小企業、農林水産業など多様な産業、また、県民生活に大きな影響を及ぼしております。

現在、国会審議において、急騰した燃料費の負担軽減の観点から、道路特定財源の暫定税率廃止を唱える意見が出されております。

本来、原油高騰によるガソリンなどの価格高騰と道路特定財源問題は切り離して

議論すべきであり、別途の対策として、国を挙げて取り組んでいく必要があります。 そこで、去る六日に成立をいたしました国の補正予算においては、徳島自動車道などにおける、ETCを利用して走行する全車種の深夜割引の現行三割から四割への拡充、漁業対策としての水産業燃油高騰緊急対策基金の創設が図られるとともに、施設栽培農家に対する省エネ型農業機械の導入支援策なども拡充されたところであります。

また、本県独自の取り組みといたしまして、昨年十月には、全国に先駆け原油・原材料価格高騰緊急対策資金を創設し、中小企業者の資金需要に対応してまいりましたが、このたび、さらなる企業負担の軽減を図り、長引く原油高騰により収益悪化が著しい中小企業者を積極的に支援してまいります。

さらに、本年度に限る緊急措置といたしまして、市町村と連携をし、低所得世帯の方々を対象とした灯油購入費の助成、いわゆる福祉灯油を実施いたし、石油製品や日常生活物資の値上がりにより、大きな負担を強いられる高齢者世帯などの経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、道路特定財源についてであります。

現在、国においては、「道路特定財源諸税の暫定税率を維持する関連法案」について、本格的な議論が行われているところであります。

仮に、この法案が三月までに成立をせず、暫定税率が廃止となった場合、地方税である軽油引取税など、いわば地方独自の財源として定着、活用している、県、市町村を合わせた本県の道路特定財源税収は、一気に七十億円消滅をし、道路整備が立ち行かなくなるばかりではなく、医療、福祉や教育など、県民の生活水準を維持していく予算にも大きな影響を及ぼすこととなります。

また、道路整備における大都市部と、本県を初めとする地方の格差是正を図るための貴重な財源である地方道路整備臨時交付金についても、七十三億円が一気にゼロとなるわけであります。

これまで本県では、一世帯当たり東京都区部や大阪市の約三倍に上る道路関係税を負担し、その結果、大都市部の道路整備が促進をされ、ようやく、本県を初め四国の高速道路などの整備に順番が回ってきたところであります。

暫定税率の廃止は、四国横断自動車道を初め本県にとって真に必要な道路の整備の中止や大幅なおくれ、さらには本四道路の料金の引き下げに大きな支障を来すものであり、まさに大都市部と地方の格差拡大を助長するものであります。

このため、去る八日には、県内経済五団体を中心に、県や県議会、市長会など七団体が参加をし、総決起大会を開催し、道路利用者の声や地方からの声を強くアピールしてまいりました。

今後の国会審議において、関連法案が年度内に確実に成立をし、地方の道路整備 財源が安定的に確保されるよう、議員各位を初め県民の皆様の御理解、御支援をよ ろしくお願いを申し上げます。

次に、今定例会において御審議賜ります平成二十年度予算案に係る重点施策と、 当面する県政の重要課題につきまして申し上げます。

本県にとって大きな影響を持つ平成二十年度地方財政対策につきましては、これ

まで、全国知事会を初め、あらゆる機会を通じ、都市部と地方の財政力における格差是正につながる具体的な制度設計を伴った徳島発の提言を積極的に主張してまいりました。

その結果、税制改正大綱、地方財政対策、さらには政府予算案において、地方交付税の特別枠として地方再生対策費四千億円が措置されるなど、本県が強く要望してまいりました地方重視の施策への転換に、一歩踏み出したところであります。

しかしながら、その効果は限定的であり、三位一体改革により大幅に削減をされた地方交付税総額の復元には、依然としてほど遠い状況にあります。

また、この財源は、全額を臨時財政対策債という借入金により確保することとされ、財政力の弱い市町村に対しては、特段の配慮を行い地方交付税として現金配分されることから、都道府県はその分、地方交付税を減らし、臨時財政対策債を増額発行することで賄うこととなり、結果として本県の地方交付税額は前年度を下回ることとなります。

こうした状況のもと、平成二十年度当初予算案につきましては、財政構造改革初年度として、禁じ手とも言うべき、総額五十億円にも上る職員給与の臨時的削減を初め、さまざまな財政運営の工夫を行うとともに、聖域なき改革に取り組み、編成いたしたところであります。

もとより来年度は、誇りと豊かさを実感できる二十一世紀の徳島づくりを加速させ、県民の皆様にお約束をいたしました「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」を 着実に実行する重要な年度であります。

このため、本県における喫緊の課題である医療・福祉や中小企業振興を初めとした経済飛躍、県内における都市部と中山間地域の格差是正に着実に取り組むとともに、神戸淡路鳴門自動車道全線開通から記念すべき十周年を迎え、架橋効果を生かす、徳島ならではのにぎわいの創出にも取り組んでまいる所存であります。

こうした施策の推進におきましては、本年度、本格導入いたしましたゼロ予算事業のより一層の活用に加え、NPO法人、ボランティアの方々と連携をした県民との協働推進事業、県民、企業の皆様からのもの・人材・資金などの御支援をいただき施策の推進を目指す県民スポンサー事業を創設し、成熟社会・二十一世紀型の予算スタイルであるとくしま"トクトク"事業として、県民の皆様と一体となった公共サービスの維持、充実に努めてまいります。

また、限られた財源の戦略的かつ効果的な活用を図るとともに、特に、公共事業においては、中山間地域で実施をする事業予算の確保、発注の平準化による切れ目のない事業執行に意を用いるなど、厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に県内各地域、各分野にきめ細やかな気配りを行うことといたしております。

こうした全庁挙げての創意工夫により、国によってつくられた都市部と地方、さらには県内における格差是正に取り組み、徳島再生から飛躍への流れをより確かなものとする予算として編成をいたしたところであります。

以下、主な施策と課題について御説明いたします。

第一点は、オープンとくしまの実現であります。

まず、ふるさと納税制度についてであります。

これまで、本県が寄附金控除を活用した具体的な仕組みとして、早期導入を求めてまいりました、ふるさと納税制度が現実味を帯びてまいりました。

この制度は、納税者の方々が、ふるさとの自治体に寄附した場合、その一定額を、現在住んでいる場所で納める所得税や個人住民税から控除するものであり、実質的に、一定額まで税金をみずからの意思でみずからのふるさとに納税できるものであります。

これにより、納税者の税に対する意識改革が進み、ふるさとの魅力を磨く大競争 時代へと大きく踏み出すものと、高く評価いたしております。

この制度の導入を契機として、本県ゆかりの県外在住の方々を初め、県内外の多くの皆様にふるさと徳島の魅力を大いにアピールをし、大競争時代にふさわしい魅力ある事業を積極的に提案することにより、一人でも多くの方々に寄附の御協力をいただけるよう工夫を凝らしてまいる考えであります。

次に、自動車税のコンビニ収納についてであります。

県税における徴収率の向上は、税源基盤の強化、ひいては真の地方分権社会の確立のためには不可欠であります。

そこで、県民の皆様の納税環境を整えるため、昨今の金融機関の統廃合における店舗数の減少、県民のライフスタイルの変化などに対応し、納税者数が多く、最も効果の見込まれる自動車税について、住民に身近なコンビニエンスストアで、二十四時間納付が可能となる収納システムを来年五月より導入することといたしました。

新たなシステムの導入により、納税者の皆様の利便性の向上と、納期内納付率や 徴収率の向上に大きく寄与するものと期待いたしております。

第二点は、経済飛躍とくしまの実現であります。

まず、中小企業振興条例についてであります。

本県経済の飛躍前進に向けては、県内企業の大半を占める中小企業の振興が何よりも重要であり、昨年十一月、とくしま経済飛躍"道標"策定委員会を設置し、中小企業振興の基本理念となる道標の策定を進めてまいりました。

この間、県議会、さらには経済界からは、条例制定を、しかも早期にとの力強い 後押しをいただいたところであり、鋭意検討を進めてまいりました結果、頑張る中 小企業を応援するためのよりどころとなる条例案を取りまとめ、今議会に提案いた しております。

この条例を、絵にかいたもちとすることなく、頑張る中小企業を資金、人材、販路拡大の面から積極的に支援するため、新年度において、LEDバレイ推進ファンドの拡充によるとくしま経済飛躍ファンド・百億円の創設、本県ゆかりの方々の英知を結集した、とくしま経済飛躍サミットの引き続いての開催、とくしま経営塾「平成長久館」パワーアップ事業の推進、昨年、トヨタ自動車本社において、四国初の試みとして実施をした、ものづくり新技術・展示商談会の成果と経験を生かした、新たな大手企業グループを対象とする県外展示商談会の開催に取り組んでまいります。

中四国初となる、県として取り組む具体的な施策の方向性までも明らかにした、まさに徳島ならではの条例に基づき、行政、大企業、高等教育研究機関など県内の

各主体が一丸となり、中小企業施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の促進についてであります。

昨今の企業動向においては、製造業の国内回帰や設備投資が活発化してきており、この機会を企業誘致の大きなチャンスととらえ、新たに圏域別に組織をする推進協議会を中核とする地域特性を生かした企業誘致の推進、部局横断的な産業雇用戦略企画員室の設置による、立地を検討する企業へのワンストップ・サービスでのスピード感ある対応、誘致促進に向けた補助制度の拡充に取り組むなど、企業ニーズに応じたオーダーメード型の誘致活動を展開し、本県経済の飛躍につなげてまいります。

次に、建設産業の構造改革の推進についてであります。

現在、厳しい経営環境に置かれている県内建設業の動向は、本県経済、特に中山間地域における経済及び雇用に大きな影響を及ぼすものであり、建設業者の経営体質の強化と、経営資源を生かした新分野への進出について、県を挙げた幅広い支援が不可欠であります。

これまでも、セミナーの開催や融資制度の創設など、経営革新の機運醸成に努め、 一部企業においては、企業合併や食品製造、観光分野への進出など、先進的な取り 組みも見受けられるところであります。

こうした動きを加速し、建設産業の活性化を図るため、新技術・新素材開発に意 欲のある建設業者を積極的に支援するとともに、農林分野への進出を促す農山村再 チャレンジ促進事業に取り組み、建設業に携わる方々の雇用の場の確保につなげて まいります。

今後とも、経営体質の強化はもとより、地域の活性化につながる新分野への進出などチャレンジする建設業者を積極的に支援してまいります。

次に、障害者雇用の促進についてであります。

障害者の雇用については、昨年十二月、とくしま障害者雇用促進憲章を制定し、 官民一体となって、事業主を初め、広く県民の意識啓発を図るなど、障害者の職業 的自立に取り組んでまいります。

また、県における新たな取り組みとして、授産施設などで働く障害者の方々に、 南部、西部両総合県民局の公共スペースを商品の対面販売を行う場として提供する など、コスト削減に協力をし、障害者の就労能力向上や授産品の販路拡大を積極的 に支援してまいります。

次に、林業飛躍プロジェクトの推進についてであります。

本県の林業を再生から飛躍へと確かなものとするため、本年度から開始しております林業飛躍プロジェクトでは、間伐材のさらなる増産を目指し、生産体制の強化と利用拡大に取り組んでおります。

川上では、高性能林業機械の導入、その担い手となる森のエキスパートの育成、 仕分け場所を備えた作業道の整備を一体的に推進をし、川下では、県木材認証制度 を活用し、住宅部材などへの利用拡大を図るとともに、小径木の合板への利用や、 端材の木質ボード(MDF)への供給体制づくりなどを進めているところでありま す。

来年度は、新たな間伐団地の設定や、高性能林業機械の増設などに重点的に取り組み、間伐材の生産を県内素材生産量の四割を超える八万立方メートルに引き上げるとともに、根元からこずえまで利用する木材の総合的な流通、加工体制の構築に努め、林業生産に活力を与え、山村の振興につながる林業飛躍プロジェクトを強力に推進してまいります。

第三点は、環境首都とくしまの実現であります。

地球温暖化対策については、本年七月に開かれる北海道洞爺湖サミットにおいて、 二〇一三年以降の次期枠組みが議論される予定であるなど、その必要性が世界的に 認められており、県民意識もますます高まりを見せているところであります。

そこで、本県では、とくしま地球環境ビジョン(行動計画編)に基づき、県民の皆様を初め、事業者、行政の緊密な連携のもと、各種のキャンペーンや啓発活動を展開してまいりましたが、さらに実効性のあるものに進化させるため、現在、環境審議会において、とくしま地球温暖化対策推進条例の制定に向け御審議を賜っているところであり、三月には中間報告をいただき、本年秋の制定を目指してまいります。

また、来年度には、新たにエコドライブの普及促進を図る研修会の開催を初め、省エネ家電の購入促進キャンペーン、屋上緑化や壁面緑化の推進に向けた人材養成に取り組むなど、本県ならではの特色ある地球環境保全対策を積極的に推進してまいります。

第四点は、安全・安心とくしまの実現であります。

まず、安全・安心とくしま体制づくりについてであります。

南海地震を初め大規模災害発生時には、被災した市町村などが行う災害応急対策 活動に多くの人的支援が必要となります。

このため、来年度より県職員における災害応援隊制度を創設し、職員の迅速な応援派遣を行うなど、被災地域の応急対策活動を積極的に支援する体制整備を図ってまいります。

また、県として実施すべき業務を継続的かつ円滑に行うため、県業務継続計画、いわゆる県庁版BCPを全国に先駆け、本年三月末を目途に策定をするなど、初動・応急対策を初めとした危機管理体制のより一層の充実に努めてまいります。

さらに、歯科医療を要する傷病者に対する応急対策や、避難所などにおける応急 看護など、迅速かつ適切な医療を提供するため、このたび、県歯科医師会及び県看 護協会と医療救護活動に関する協定を締結いたしたところであり、各関係団体との 連携をより一層深め、医療救護体制の強化を図ってまいります。

次に、とくしま一ゼロ作戦の展開についてであります。

南海地震発生時の死者ゼロの実現に向けては、県民、事業者、防災関係者、行政などが連携、協働した県民防災力の強化が極めて重要であります。

このため、中四国で初となる、防災に関する知識を気軽に学ぶ防災カフェinとくしまの開催、県下全域にわたるネットワークを築く県自主防災組織連絡会の設立、東南海・南海地震による甚大な津波被害が予想される四県、三重、和歌山、高知、

徳島の自主防災組織が連携を深める交流大会の開催など、さまざまな取り組みを展開いたしているところであります。

来年度は、県職員などが、みずからの居住する地域において自主防災組織の結成や活動をリードする南海地震対策推進パートナーの育成に取り組むなど、地域防災力強化の取り組みをより一層加速してまいります。

また、津波被害や幹線道路の寸断などにより地域の孤立化が懸念をされる南部圏域におきましては、迅速な救助、あるいは救援活動を展開するための拠点となる機能の充実が求められております。

このため、防災関係機関、学識者などにおいて、拠点機能のあり方について、既存施設の有効活用の観点も踏まえ御議論をいただき、海陽町・まぜのおかオートキャンプ場一帯を南部防災拠点として整備する基本構想を取りまとめたところであります。

来年度は、この構想に基づき、拠点施設の実施設計などを行うこととし、南部圏域の災害対応能力のより一層の充実に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、吉野川・那賀川の河川整備についてであります。

吉野川につきましては、昨年十月、国土交通省から整備計画の再修正素案が示され、流域住民の方々を初め、流域市町村長、学識経験者から、三巡目となる意見聴取が進められてまいりました。

下流域の徳島会場では、参加者の意向を踏まえ追加開催が行われるなど、国において、より多くの方々の御意見を聞く取り組みがなされております。

今後とも、流域全体の意見が的確に反映された吉野川新時代にふさわしい整備計画が早期に策定をされ、具体的な河川整備が着実に実施されるよう取り組んでまいります。

また、那賀川につきましては、今年度から国直轄管理となりました長安口ダムについて、平成二十年度政府予算案において、ダム改造事業費十億円が認められ、放流設備の増強に向けた諸調査や、本格的な堆積土砂の除去などが実施されることとなっております。

県といたしましても、国との連携を図りながら、ダム改造や上下流域の交流促進など、治水、利水、環境にかかわる諸施策を着実に実施をし、那賀川再生に向けた取り組みをさらに加速してまいります。

次に、災害に強い県土づくりについてであります。

国直轄事業として実施されます撫養港海岸・防災対策事業につきましては、来る 三月二十日、起工式が行われ、工事着工の運びとなりました。

この事業により、南海地震による甚大な津波被害が予想される鳴門市中心市街地の被害軽減に大きく寄与するものと期待いたしております。

また、平成十六年災害により甚大な被害を受けた那賀町阿津江地区について、国に対し事業化を強く要望してまいりました結果、平成二十年度政府予算案において、国直轄事業により地すべり防止対策が講じられる見通しとなりました。

今後とも、国との緊密な連携を図り、再び災害を起こさないとの強い決意のもと、

早期の復旧に努め、自然災害に強い県土づくりを目指してまいります。

次に、保健医療体制の構築についてであります。

まず、医療従事者の確保についてであります。

僻地や過疎地域の医療に従事をする医師や、小児科、産科、救急など特定の診療 科における医師の確保につきましては、全国的に大きな課題となっており、県では、 医師修学資金貸与事業や徳島大学との共同研究による総合診療医の養成など、医師 確保対策に積極的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、現下の厳しい医師不足を解消し、地域医療を維持するためには、 より即効性のある施策の充実が急務となっております。

こうしたことから、新年度、とくしま医師バンク事業といたしまして、臨床経験のある総合診療医や小児科、産科の医師を、任期付県職員として採用し、医師が不足をする公的医療機関に派遣するシステムの構築、結婚や育児などにより現場を離れた女性医師の再就業をしやすくする環境整備、定年退職された医師などの協力による短期的な診療支援体制の構築など、本県ならではの取り組みを積極的に展開してまいります。

さらに、診療報酬の改定など医療をめぐる社会状況の変化により、看護職員の確保が大きな課題となっている現状を踏まえ、看護師等修学資金の新規貸付枠を大幅に拡大をするなど、看護職員の定着、確保に向けた取り組みを一層推進してまいります。

次に、徳島こども救急電話相談(#八〇〇〇)についてであります。

昨年六月に開設をし、土曜、日曜、祝日及び年末年始の夜間において実施いたしております徳島こども救急電話相談につきましては、先月末までで、延べ七十七日間で五百五十件、一日平均では約七件の御相談をお受けし、大変御好評をいただいているところであります。

そこで、新年度より、三百六十五日、年間を通して相談を受け付けるよう体制の 充実を図ることとし、保護者の方々のニーズに、より的確におこたえしてまいりた いと考えております。

次に、県立中央病院の改築についてであります。

全国にも例を見ない、大学病院と隣接する地理的条件を最大限に生かし、両病院を連絡橋で結び、相互のソフト・ハード両面における医療資源の効率的な活用を図るなど、県民の安全・安心を支える県内医療の中核拠点を目指す総合メディカルゾーンの構想のもと、実施設計など諸準備を進めてまいりました県立中央病院改築につきまして、来年度、いよいよ本体工事に着手する運びとなりました。

新病院は、一ベッド当たりの面積を現在の一・六倍に拡大をし、各ベッドに外部に面した窓を設けるなど療養環境の格段の向上を図るとともに、エネルギーの効率的利用を図るコージェネシステムの採用など、環境負荷の低減にも配慮をし、人と環境に優しい病院を目指してまいります。

また、南海地震に備えた全館免震構造の採用や、県内最大の屋上へリポートの新設により、安全で災害に強い病院としての機能充実を初め、がん、周産期医療などの高度医療や、救急、災害医療の中心的役割を担う県民医療の最後のとりでとして、

平成二十二年度末の概成に向け、鋭意取り組んでまいります。

第五点は、"まなびや"とくしまの実現であります。

まず、中学校への少人数学級の導入についてであります。

中学一年では、複数校からの入学、新教科や教科担任制、また部活動の開始など、 学習、生活環境に大きな変化をもたらす時期であり、学業不振、学校不適応といっ た、いわゆる中一ギャップへの対応が課題となっております。

こうしたことから、平成十七年度から県内すべての小学校一、二年生に導入いたしております少人数学級につきまして、新年度より、中学一年生にも導入をし、生徒お一人お一人が、より有意義な学校生活を送ることができるよう体制の強化を図ってまいります。

次に、高等養護学校の整備についてであります。

小松島市旧徳島赤十字病院跡地を活用し、病弱などを伴う発達障害のある生徒たちの自立と社会参加を支援する中核施設として検討を進めてまいりました高等養護学校につきましては、来年度、基本設計及び実施設計を行うことといたしております。

福祉、教育、医療、さらには就労の各部門が連携をし、教育的支援を行う全国に 先駆けたオンリーワン施設として、平成二十四年度の開校を目指し、鋭意準備を進 めてまいります。

次に、盲学校・聾学校の改築についてであります。

盲学校及び聾学校につきましては、時代の変化に的確に対応し、それぞれの障害に応じた専門的な教育をより一層推進する新しい形の学校として、両校を盲学校敷地において改築することとし、来年度は、障害特性の違いを踏まえた校舎配置、最新の情報伝達装置など、ユニバーサルデザイン対応の施設、設備などのあり方について基本計画を策定し、平成二十三年度着工を目指し取り組んでまいります。

次に、県立総合大学校についてであります。

新年度開校を目指す県立総合大学校につきましては、去る七日、基本構想策定委員会において、構想案全般について御意見を賜り、最終取りまとめを行ったところであります。

大学校は、現在、各部局が個別に運営をしている講座などを部局横断的に横割りで連携をし、相乗効果による学習内容や利便性の向上を図るなど、二十一世紀を担 う人材創造に資することといたしております。

具体的には、ワンストップサービスによる各種講座や施設に関する情報提供の推進、公募による自主講座の開設など、県民との協働による学習機会の充実、県及び市町村職員やNPO法人などを対象とした人材登録制度の構築による、各種講座への講師派遣などの地域貢献の推進などの観点から体制整備を図ってまいります。

また、新たにとくしま政策研究センターを設置し、これまで財団法人とくしま地域政策研究所が担ってまいりました研究成果、機能を引き継ぎ、地域政策研究を積極的に推進をするなど、大学校の頭脳としての役割を担うこととしております。

今後は、基本構想案について、県議会で十分御論議を賜り、県民の皆様に親しまれる、そして愛される県民"まなび"拠点「まなび一あ徳島」として、早期開校に

向け諸準備を進めてまいります。

第六点は、"みんなが"とくしまの実現であります。

県都の中心に位置し、郷土文化会館に隣接する藍場町地下駐車場は、会館来訪者を初め多くの県民の皆様に御利用いただいておりますが、このたび、駐車場の耐震補強工事に合わせユニバーサルデザインに配慮し、郷土文化会館側第一駐車場において、身体障害者用駐車区画を設けるとともに、会館出入り口に接続をするエレベーター及び雨よけ通路を新設することといたしました。

このたびの整備により、すべての人に優しいまちづくりの一層の促進が図られるとともに、雨の日においても、駐車場から傘を差すことなく、会館まで往来できることとなることから、新装なった郷土文化会館が、より親しみやすく利用しやすい施設として、県民の皆様に御活用いただけるものと期待いたしております。

第七点は、"にぎわい"とくしまの実現であります。

まず、高速道路の整備についてであります。

四国横断自動車道鳴門―徳島間につきましては、先月末現在で、約九五%の用地取得が進捗をするとともに、本線工事に向けた工事用道路の建設が進められるなど、絵にかいたもちから食べられるもちへと、横断道南伸の確かな手ごたえを感じているところであります。

また、徳島東一小松島間につきましては、今月中に、徳島東インターチェンジ構造変更などについて都市計画の変更手続を完了いたし、来年度から設計協議に着手できるよう国に協力をいたしますとともに、マリンピア沖洲第二期事業区間の道路用地造成に着手いたします。

さらに、小松島―阿南間につきましては、現在、地元対策協議会との間で設計協議が進められており、このうち、阿南市下大野地区において協議が調い、去る十七日、新直轄区間では初となる調印式が行われたところであります。

今後とも、国土交通省や西日本高速道路株式会社と連携をし、全線の早期供用に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、放射・環状道路の整備についてであります。

快適で安全・安心なまちづくりの実現を目指し、鋭意整備を進めております徳島市内の放射・環状道路において、都市計画道路常三島中島田線の吉野本町から中島田間約三・八キロメートル、都市計画道路元町沖洲線の徳島本町から北沖洲間約二・七キロメートルの四車線化が、本年三月に実現する運びとなりました。

また、県道徳島環状線の一般国道百九十二号から県道徳島鴨島線までの国府工区 一・五キロメートルの側道部が、同じく来月二十九日、完成供用いたします。

これらの区間の完成により、市内の慢性的な交通渋滞の緩和が図られ、地域経済の活性化に大きく寄与するものと期待いたしております。

さらに、東環状大橋につきましては、コストの縮減と吉野川の自然環境に配慮を し、斜張橋形式とケーブル・トラスト形式を組み合わせた世界初の橋梁形式となる 上部エケーブルイグレット工事に着手をし、平成二十三年度完成に向け、全力で取 り組んでまいります。

次に、国際交流についてであります。

昨年九月、本県とドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州における交流に関する共同宣言調印以降、両県、州の間では、阿南工業高等専門学校とオスナブリュック応用科学大学による、将来的な学術提携に向けた協定覚書の締結、徳島大学とハノーバー医科大学における糖尿病研究をテーマとした連携、ハノーバー96ユースチームのヘッドコーチなどを迎えたサッカー教室及びパネルディスカッションの開催、ヴルフ首相からの強い要請による、世界最大規模の産業総合見本市ハノーバー・メッセニ〇〇八への徳島ブースの出展など、学術、スポーツ、経済の各分野で、積極的な交流や相互協力が着実に実を結びつつあります。

来る六月には、ヴルフ首相を団長とする訪問団が来県されることとなっており、本県が誇る企業や、徳島ならではの文化、観光資源などを大いにPRすることにより、今後の交流の一層の弾みとしてまいりたいと考えております。

今後とも、両県州の友好提携の輪を広げ、日独交流のモデルとなるよう積極的な 橋渡し役を担ってまいりたいと考えております。

次に、地域ICT未来フェスタ二〇〇八inとくしまの開催についてであります。本年十一月に開催をいたします、我が国最大級の情報通信技術の祭典、地域ICT未来フェスタでは、地上デジタル放送への対応、常時高速大容量でのブロードバンド環境の整備、IP電話網の充実など、全県CATV網構想の成果を全国に発信してまいりますとともに、本県情報通信関連産業にとっても、新たなビジネスチャンスの創出につながる好機となるよう期待をいたしているところであります。

特に、本県の中山間地域の先進性を参加者の皆様に体感をしていただくため、勝浦町、上勝町、神山町、那賀町などサテライト会場を複数設ける徳島方式により、「ひかり王国とくしま」を全国に向け大いに発信をしてまいります。

そして、限界集落や過疎地域が抱える課題の処方せんとなるICTの利活用など、 県民だれもが利便性を享受し、ICTを暮らしに生かし、生き生きとした徳島づく りを一層加速してまいりたいと考えております。

次に、文化の振興についてであります。

おどる国文祭により大いに高まってまいりました文化振興に対する機運を一過性のものに終わらせることなく、さらに高め、継続させていくため、その推進エンジンとして、新たに文化立県とくしま推進基金を創設することといたしました。

この基金を効果的に活用し、ベートーヴェン「第九」や阿波人形浄瑠璃など、国 文祭の四大モチーフを中心とした事業展開、市町村が実施をする地域文化振興事業 への助成、あわ文化を担う人材の育成に取り組み、徳島ならではの文化資源に磨き をかけ全国に発信をするなど、文化立県とくしまに向けた活動を一層加速するとと もに、本県のイメージアップや交流人口の増加など、地域の活性化につなげてまい りたいと考えております。

特に、本年は、一九一八年、板東俘虜収容所における第九のアジア初演から九十周年を迎えることから、これを記念して、六月一日から二日間、国際的に活躍をする女性人気指揮者の西本智実さんをお招きいたし、「第九」初演九十周年記念コンサートが実施されることとなっております。

このコンサートには、全国から多数の合唱希望者にも御参加をいただき、新たな

にぎわいの創出に向け、初演の地、徳島を大いにPRをしてまいりたいと考えております。

次に、とくしまスポーツ憲章の制定についてであります。

県民を挙げてさまざまな形でスポーツに取り組むことは、健康増進や健全な社会づくりに役立つとともに、本県スポーツ人口の増加、さらには県民の一体感を醸し出す大きな夢と感動につながるものであります。

このため、県民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、 県民の元気の創造を目指す、新たな指針としてとくしまスポーツ憲章を制定いたし ました。

また、憲章の制定に合わせ、全国大会及び国際大会で優秀な成績を上げた個人、団体、指導者を顕彰する徳島県スポーツ賞を創設するなど、本県の体育、スポーツのより一層の振興を図り、全国に誇るとくしまスポーツ王国の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後に、とくしまマラソンについてであります。

本年、四月二十七日に開催をいたします四国最大規模のとくしまマラソンにつきましては、大きな反響を呼び、遠くは北海道、沖縄、さらには海外から定員の約二倍、五千八百人を超える御応募をいただいたところであり、こうした県内外からの熱い注目にこたえ、五千人の方々に正式エントリーの御案内を差し上げたところであります。

大会には、犬伏孝行さん、大家正喜さん、弘山晴美さん、市橋有里さん、総勢四人の本県が誇る元マラソン、長距離オリンピック代表選手、さらには増田明美さんを招待選手にお迎えをいたし、花を添えていただくことといたしております。

また、阿波踊りや県産品の提供、沿線の皆様の独自企画によるランナーへの応援に加え、ゲストによるトーク・イベントやランニング教室など、出走するランナー以外の方々にも楽しめるイベントを実施するなど、徳島ならではの工夫を凝らし、お接待の文化やおもてなしの心を大いにPRをし、御参加の方々に、また徳島を訪れたいと言っていただけるような大会となるよう準備を進めてまいります。

次に、今回提出いたしております議案の主なものについて御説明いたします。

まず、平成二十年度予算案につきましては、一般会計の予算額は、四千五百三十四億八千百万円となっております。

特別会計につきましては、十八会計で予算総額二千八百八十億七千三百二十九万 三千円となっております。

企業会計につきましては、病院事業会計ほか四会計の予算案を提出しております。 予算以外の提出案件といたしましては、条例案二十二件、その他案件六件であります。

そのうち、主なものについて御説明申し上げます。

第二十九号議案は、青少年を取り巻く社会環境が悪化をしている現状にかんがみ、 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、罰則の強化を図る ものであります。

第四十三号議案は、本年四月より、新たに副校長、主幹教諭及び指導教諭を設置

することとし、人事委員会勧告に基づき、これらの職の給与を定めるものであります。

第四十五号議案は、新年度より、いわゆるIC運転免許証の交付を開始することに伴い、交付などに係る手数料の額を定めるものであります。

第四十八号及び第五十一号議案は、青少年センターの施設整備及び維持管理・運営をPFI事業により実施することとし、特定事業契約の締結及び指定管理者の指定について議決を経るものであります。

以上、概略御説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の説明書などを御参照願うこととし、また、御審議を通じまして御説明申し上げたいと存じます。

十分御審議くださいまして、原案どおり御賛同賜りますよう、どうかよろしくお願いをいたします。